

一関地区広域行政組合管理者部局行政組織規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第4号

改正 平成19年3月30日 規則第3号

平成22年3月24日 規則第1号

平成23年3月31日 規則第5号

平成26年4月1日 規則第3号

平成27年4月1日 規則第2号

平成30年3月29日 規則第1号

令和5年3月30日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するため、これに必要な組織を定めるものとする。

(行政機能の発揮)

第2条 前条の組織を構成する機関は、相互の連絡を図り、すべて一体として行政機能を発揮するようにしなければならない。

(この規則の規定の範囲)

第3条 第1条の組織を構成する機関の設置、内部組織、分掌事務等については、法令又は条例に定めがあるもののほか、この規則により定める。

2 法令、条例及びこの規則以外の規則において定められた事項についても、必要な事項は、この規則に掲げるものとする。

(事務局の設置)

第4条 管理者の権限に属する事務を処理させるため事務局を置く。

(事務局の課等)

第5条 事務局に課及びセンター（以下「課等」という。）を設置し、それぞれ次の各号に掲げる課等に係を置く。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 総務管理課 | 総務管理係 施設整備係 |
| (2) 介護保険課 | 介護保険総務係 資格給付係 認定調査係 |
| (3) 西部地域包括支援センター | |
| (4) 東部地域包括支援センター | |
| (5) 一関清掃センター | 環境衛生係 施設第1係 施設第2係 |
| (6) 川崎清掃センター | |

(7) 大東清掃センター

(分掌事務)

第6条 事務局における各課各係の分掌事務は、別表のとおりとする。

(事務局長)

第7条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

(参事及び事務局次長)

第8条 事務局に必要な応じ参事及び事務局次長を置くことができる。

2 参事は、上司の命を受け、事務局の特定事項についての企画及び立案に参画する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を掌理し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

(課長等)

第9条 事務局の課等に長並びに法規契約主幹、情報化推進主幹、予算管理主幹、職員主幹、土木主幹、施設主幹、介護福祉主幹、保険収納主幹、認定調査主幹及び環境衛生主幹（以下「課長等」という。）を置く。

2 課長等は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課等の所管事務を掌理する。

(主幹及び課長補佐等)

第10条 課等に主幹、課長補佐、副主幹及び副所長（以下「主幹及び課長補佐等」という。）を置くことができる。

2 主幹及び課長補佐等は、課長等を補佐し、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課等の所管事務を掌理し、課長等に事故があるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代理する

(係長及び所長補佐)

第11条 係に係長を置く。

2 係を置かない課等に必要に応じ所長補佐を置くことができる。

3 係長及び所長補佐は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、係の事務を処理する。

(主任主査等)

第12条 係及び係を置かない課等に必要に応じ主任主査、主査、主任主事、主任技師、主任保健師及び主任社会福祉士（以下「主任主査等」という。）を置くことができる。

2 主任主査等は、上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、所管事務を処理する。

(組織の特例)

第13条 この規則で定める組織により処理することが適当でない認められるものについて

ては、第3条の規定にかかわらず、別に定めることができる。

(主管が明らかでない事務)

第14条 課等相互間において、主管の明らかでない事務は、関係課長等が協議して決定する。

2 前項の協議によってもなお主管が明らかでないときは、事務局長の決するところによる。

(事務分掌の報告)

第15条 課長等は、課員の事務分掌を定めたとき、又は変更したときは、事務局長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、各課各係に分掌させる事務のうち、引継ぎに要する期間が必要な事務は、管理者が定めるところにより従前の例により分掌させることができる。

附 則 (平成22年3月24日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

課等名	係名	分掌事務
総務管理課	総務管理係	1 管理者の秘書用務に関する事。
		2 交際及び渉外並びに広聴及び広報に関する事。
		3 請願、陳情等の処理に関する事。
		4 庁中の儀式に関する事。
		5 職員の任免、分限、懲戒、服務、賞罰その他身分に関する事。
		6 職員の給与、勤務時間、休暇その他勤務条件に関する事。
		7 職員の児童手当及び子ども手当に関する事。
		8 職員の退職手当に関する事。
		9 職員勤務成績の評定に関する事。
		10 その他人事に関する事。
		11 職員の研修に関する事。
		12 職員の保健、衛生及び元氣回復その他厚生に関する事。
		13 職員の共済、社会保険及び職員互助会に関する事。
		14 公務災害補償に関する事。
		15 職員の被服の貸与に関する事。
		16 条例、規則等の審査に関する事。
		17 重要又は異例に属する文書の審査に関する事。
		18 文書の收受及び発送に関する事。
		19 公印に関する事。
		20 電算システムの統合及び整備の総括に関する事。
		21 個人情報の取扱い及び個人情報保護審議会に関する事。
		22 情報公開及び個人情報保護・情報公開審議会に関する事。

	23 組合行政の総合的な企画及び調整に関する こと。
	24 重要企画又は重要施策の調整に関する こと。
	25 予算の調整及び編成に関すること。
	26 予算の配当及び管理等予算執行の総括に 関すること。
	27 財政状況の公表及び決算の調整に関す ること。
	28 請負工事等の指名業者資格審査に関す ること。
	29 工事等の入札、契約及び検査に関す ること。
	30 組合有建物の建築工事の設計、工事監 理に関すること。
	31 組合有建物の維持保全についての調査、 指導及び助言に関すること。
	32 組合営土木工事の設計、施行及び監督 に関すること。
	33 他の所管に属さない財産の取得、管理、 貸付及び処分並びに財産の総括に関す ること。
	34 公用車両の整備、管理、配車及び運行 等の総括に関すること。
	35 分担金、負担金等その他の収入金に収 入調定及び収入命令に関すること。
	36 基金（介護保険に係る基金を除く。） 及び一時借入金に関すること。
	37 組合議会事務局及び監査委員事務局 との連絡調整に関すること。
	38 旧伝染病隔離病舎の管理に関する こと。
	39 事務引継ぎに関すること。
	40 事務局の総括に関すること。
施設整備係	1 環境衛生関係施設整備計画策定の うち、エネルギー回収型一般廃棄物 処理施設、マテ

		リアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備に関すること。
		2 余熱活用施設等の事務の統括に関すること。
		3 その他前2項に掲げる施設整備に関連する事務の統括に関すること。
介護保険課	介護保険総務係	1 介護保険事業計画の策定に関すること。
		2 介護保険料の賦課及び調定に関すること。
		3 普通徴収に係る介護保険料の収納に関すること。
		4 普通徴収に係る介護保険料の滞納者に対する訪問収納に関すること。
		5 普通徴収に係る介護保険料の滞納整理に関すること。
		6 普通徴収に係る介護保険料の収納消込みに関すること。
		7 介護保険料の督促及び滞納処分に関すること。
		8 介護保険料の減額若しくは免除又は還付に関する申請の受付に関すること。
		9 介護保険料の減額若しくは免除又は還付の審査及び処理に関すること。
		10 介護保険電算処理システムに関すること。
		11 調整交付金及び介護給付費交付金に関すること。
		12 財政安定化基金拠出金の納付及び相互財政安定化事業に関すること。
		13 第三者に対して有する損害賠償の請求権に関すること。
		14 地域密着型サービス事業所の指定等の事務に関すること。
		15 介護保険関係の公有財産の取得、管理及び処分等の統括に関すること。
		16 介護保険特別会計の配当及び執行管理に関

	<p>すること。</p> <p>17 介護保険関係事務で他の課及び係に属さない事務に関すること。</p>
資格給付係	<p>1 被保険者の資格の取得及び喪失等の管理に関すること。</p> <p>2 介護保険の被保険者証の発行に関すること。</p> <p>3 負担限度額等の認定、住所地特例適用等の申請及び届出の受付に関すること。</p> <p>4 負担限度額等の認定、住所地特例適用等の申請及び届出の審査及び処理に関すること。</p> <p>5 介護給付等対象サービスの種類の指定に関すること。</p> <p>6 介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びにその制限、変更又は一時差止に関すること。</p> <p>7 国民健康保険団体連合会の審査支払いに関すること。</p> <p>8 高額介護サービス費の貸付に関すること。</p> <p>9 介護保険法に定める保健福祉事業の実施に関すること。</p> <p>10 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設との連絡調整に関すること。</p>
認定調査係	<p>1 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。</p> <p>2 要介護認定及び要支援認定の相談及び申請受付に関すること。</p> <p>3 要介護認定及び要支援認定調査に係る補助事務に関すること。</p> <p>4 要介護認定及び要支援認定並びにこれらの更新、変更又は取消しに関すること。</p> <p>5 介護サービスに係る相談、苦情等の受付に関すること。</p>

		6 認定調査員及び介護相談員の設置及びその活動に関する事。
地域包括支援センター		1 介護予防事業のケアマネジメントに関する事。
		2 新予防給付のケアマネジメントに関する事。
		3 高齢者の総合相談支援及び権利擁護に関する事。
		4 ケアマネジメント支援に関する事。
一関清掃センター	環境衛生係	1 一般廃棄物処理計画の策定及び公表並びに廃棄物処理懇話会に関する事。
		2 容器包装廃棄物の分別収集計画の策定に関する事。
		3 一般廃棄物の処理実績の総括及び報告に関する事。
		4 一般廃棄物の収集、運搬の委託の総括に関する事。
		5 一般廃棄物の収集運搬業の許可及び更新又は変更の許可に関する事。
		6 一般廃棄物処分業の許可及び更新又は変更の許可に関する事。
		7 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更の届出の受付に関する事。
		8 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の欠格要件の届出の受付に関する事。
		9 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の許可業務の停止命令に関する事。
		10 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者の許可の取消しに関する事。
		11 組合が整備する一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る岩手県知事への届出に関する事。
		12 廃棄物又はその疑いのあるものの処理、処

	理施設の構造若しくは維持管理等に関し、立入調査し、又は必要な報告を求めること。
13	廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分に対する必要な措置命令に関すること。
14	生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合等における廃棄物の除去等の代執行に関すること。
15	技術管理者の選任及び設置に関すること。
16	衛生関係施設の安全管理及び衛生管理に関すること。
17	浄化槽清掃業の許可及びその更新に関すること。
18	浄化槽清掃業の変更の届出の受付に関すること。
19	浄化槽清掃業者の廃業等の届出の受付に関すること。
20	清掃浄化槽清掃業者に対する必要な指示、許可の取消し、事業の停止等の命令に関すること。
21	浄化槽保守点検業者の業務に関し、岩手県知事に対する必要な措置の申出に関すること。
22	資源リサイクル等環境教育に関すること。
23	火葬場の維持管理に関する計画及びその記録の作成に関すること。
24	火葬場の管理に関すること。
25	火葬の許可を受けた者に対する火葬の証明に関すること。
26	火葬実績調書及び火葬簿の作成に関すること。
27	他の所管に属さない環境衛生関係の公有財産の取得、管理及び処分等の統括に関すること。

	28 環境衛生関係施設整備計画策定のうち、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び一般廃棄物最終処分場の整備以外に関すること。
	29 環境衛生関係事務で他の所管に属さない事務に関すること。
施設第1係	1 一般廃棄物（ごみ）処理施設の維持管理に関する計画及びその記録の作成に関すること。
	2 一般廃棄物（ごみ）処理施設の維持管理に関すること。
	3 処理区域内の一般廃棄物（ごみ）の受入及びその処理実績の記録及び調製に関すること。
	4 処理区域内の一般廃棄物（ごみ）とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理に関すること。
	5 処理区域の一般廃棄物の収集、運搬の委託に関すること。
	6 処理区域内の一般廃棄物（ごみ）の処理の委託又は処理しない一般廃棄物（ごみ）の処理方法の教示に関すること。
	7 ごみの処理に係る一関清掃センターの使用の許可及び一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。
	8 一般廃棄物（ごみ）処理施設周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査及び対策等に関すること。
	9 処理区域内の多量の一般廃棄物（ごみ）の運搬すべき場所及びその運搬の方法等の指示に関すること。
	10 処理区域内の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者及び一般廃棄物（ごみ）処分業者からの報告の徴収に関すること。
	11 一般廃棄物（ごみ）処理施設の事故の応急

		措置及び岩手県知事への届出に関する こと。
施設第2係	1	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理施設 の維持管理に関する計画及びその記録の作 成に関すること。
	2	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理施設 の維持管理に関すること。
	3	処理区域内の一般廃棄物（し尿・浄化槽汚 泥）の受入及びその処理実績の記録及び調 製に関すること。
	4	し尿・浄化槽汚泥の処理に係る一関清掃セ ンターの使用の許可及び一般廃棄物処理手 数料の徴収に関すること。
	5	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理施設 周辺地域の生活環境に及ぼす影響につい ての調査及び対策等に関すること。
	6	処理区域内の一般廃棄物（し尿・浄化槽汚 泥）収集運搬業者からの報告の徴収に関す ること。
	7	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理施設 の事故の応急措置及び岩手県知事への届出 に関すること。
川崎清掃センター	1	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理施設 の維持管理に関する計画及びその記録の作 成に関すること。
	2	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理施設 の維持管理に関すること。
	3	処理区域内の一般廃棄物（し尿・浄化槽汚 泥）の受入及びその処理実績の記録及び調 製に関すること。
	4	川崎清掃センターの使用の許可及び一般廃 棄物処理手数料の徴収に関すること。
	5	一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理施設 周辺地域の生活環境に及ぼす影響につい ての調査及び対策等に関すること。

		<p>6 処理区域内の一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業者からの報告の徴収に関すること。</p>
<p>大東清掃センター</p>		<p>7 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理施設の事故の応急措置及び岩手県知事への届出に関すること。</p>
		<p>1 一般廃棄物（ごみ）処理施設の維持管理に関する計画及びその記録の作成に関すること。</p>
		<p>2 一般廃棄物（ごみ）処理施設の維持管理に関すること。</p>
		<p>3 処理区域内の一般廃棄物（ごみ）の受入及びその処理実績の記録及び調製に関すること。</p>
		<p>4 処理区域内の一般廃棄物（ごみ）とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理に関すること。</p>
		<p>5 処理区域の一般廃棄物の収集、運搬の委託に関すること。</p>
		<p>6 処理区域内の一般廃棄物（ごみ）の処理の委託又は処理しない一般廃棄物（ごみ）の処理方法の教示に関すること。</p>
		<p>7 大東清掃センターの使用の許可及び一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。</p>
		<p>8 一般廃棄物（ごみ）処理施設周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査及び対策等に関すること。</p>
		<p>9 処理区域内の多量の一般廃棄物（ごみ）の運搬すべき場所及びその運搬の方法等の指示に関すること。</p>
		<p>10 処理区域内の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者及び一般廃棄物（ごみ）処分業者からの報告の徴収に関すること。</p>
		<p>11 一般廃棄物（ごみ）処理施設の事故の応急措置及び岩手県知事への届出に関するこ</p>

		と。
--	--	----